

福岡県公報

平成二十七年四月二十八日
第三千六百八十九号
増刊 ①

目次

規 則 (第三十二号―第三十四号)

○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則 (公園街路課) ……………一

○調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課) ……………一

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) ……………一

再 掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………五

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一六

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二〇

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二〇

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二〇

○福岡県消費者行政連絡協議会規程を廃止する訓令 (生活安全課) ……………二二

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二二

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二二

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二二

規 則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第十六号)の

施行期日は、平成二十七年六月一日とする。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「政令」の下に「、省令」を加え、「(前項の規定により調理師養成施設の設立者が提出する書類を除く。)」を削り、「県内に住所を有する者」の下に「(調理師養成施設の設立者を除く。)」を、「県外に住所を有する者」の下に「及び調理師養成施設の設立者」を加え、同項を同条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十一年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「様式第十五号」及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受験資格を有することを証する書類を「様式第十七号」に改め、同条各号を削り、同条を第十五条とする。

第十三条中「様式第十四号」を「様式第十六号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「様式第十三号」を「様式第十五号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「様式第十二号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「様式第十一号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「様式第十号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第九号」を「様式第十一号」に改め、同条を第九条とする。

第七条の見出しを「（業務経験等の証明）」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 店舗販売業者が第二类医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第二类医薬品又は第三類医薬品を配置により販売し、又は授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条第一項の規定による変更の届出の際に、様式第九号又は様式第十号による証明書を知事に提出しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（再生医療等製品営業所管理者の基準）

第七条 省令第九十六条の四第四号に規定する知事が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたと者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医師、歯科医師又は薬剤師の資格を有する者

二 再生医療等製品総括製造販売責任者の要件を満たす者

三 再生医療等製品製造管理者の要件を満たす者

様式第八号中「(第7号)」を「(第8号)」に改める。

様式第十六号及び様式第十七号を削る。

様式第十五号中「(第14号)」を「(第15号)」に改め、同様式を様式第十七号とする。

様式第十四号中「(第13号)」を「(第14号)」に改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第十三号中「(第12号)」を「(第13号)」に改め、同様式を様式第十五号とする。

様式第十二号中「(第11号)」を「(第12号)」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十一号中「(第10号)」を「(第11号)」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第十号中「(第9号)」を「(第10号)」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第九号中「(第8号)」を「(第9号)」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

業務従事証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

印

代表者氏名

(許可番号:

)

管理者氏名

印

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務に従事した期間

年 月 ～ 年 月 (年 月間)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

注 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。

注 3 以下の業務について、1か月に合計80時間以上従事した月を記載すること。

- ・主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
- ・一般用医薬品の販売時の情報提供業務
- ・一般用医薬品に関する相談対応業務
- ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明
- ・一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- ・一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

注 4 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務に従事した期間」を「業務期間」と読み替える。

様式第 10 号 (第 8 条関係)

実務従事証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

印

代表者氏名

(許可番号 :

)

管理者氏名

印

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で実務に従事した期間

年 月 ~ 年 月 (年 月間)

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。
- 3 以下の業務について、1か月に合計80時間以上従事した月を記載すること。
- ・主に一般用医薬品の販売等の直接の実務
 - ・一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品の販売制度の内容等の説明を知ることができる実務
 - ・一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
 - ・一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

様式第十八号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」とし、

「注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注2) 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

注3) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

「注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号の表市町村支援課の項中「企画調整係」を「調整係」に改め、同項第四号の表医療指導課の項中「地域医療係」を「医療計画係 地域医療係」に改め、「医師・看護師確保係 在宅医療係」を削り、同表高齢者支援課の項を次のように改める。

高齢者地域包括ケア推進課	地域支援係	在宅医療係	在宅介護・予防係	介護人材係
--------------	-------	-------	----------	-------

第七条第二項第四号の表介護保険課の項中「企画係」を「施設整備係」に、「指導係」を「監査指導第一係 監査指導第二係」に改め、同項第五号の表児童家庭課の項中「母子福祉係」を「ひとり親家庭支援係」に改め、同項第九号の表砂防課の項中「防災係」を「傾斜地保全係」に改める。

第七条の二第一項の表健康増進課の項の次に次のように加える。

医療指導課

医師・看護職員確保対策室

第七条の二第一項の表経営技術支援課の項の次に次のように加える。

漁業管理課

全国豊かな海づくり大会推進室

第八条第十六項中「高齢者支援課」を「介護保険課」に改め、「監査指導係」の下に、「環境部監視指導課に廃棄物対策専門監査」を加える。

第二十条の二の四中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の三の二を次のように改める。

(私学学事振興局私学振興課の所掌事務)

第二十条の三の二 第七条第二項に規定する総務部私学学事振興局私学振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事務。
- 二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の施行に関する事務のうち、私立学校教育職員に関する事務。
- 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の施行に関する事務。
- 四 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)及びスポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関する事務。
- 五 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事務。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の施行に関する事務のうち、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関すること。

七 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関すること。

八 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関すること。

九 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関すること及び私立学校における重大事態に関すること。

十 私立学校教育の助成に関すること。

十一 高等学校等就学支援金の支給に関する事務のうち、私立学校に関すること。

十二 高等学校等奨学給付金の支給に関する事務のうち、私立学校に関すること。

十三 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞、その他表彰に関すること。

十四 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

十五 財務会計に関すること。

2 私学学事振興局私学振興課私学第一係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで、第五号及び第十三号から第十五号までに掲げる事務とする。

3 私学学事振興局私学振興課私学第二係の所掌事務は、第一項第四号、第七号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事務とする。

第二十号の三の三第一号中チをリとし、ホからトまでをへからチまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）の施行に関すること。

第二十号の四の三第二号中「再生可能エネルギーの導入促進」を「エネルギー施策の推進」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第二十号の五第二項中「第十九号」を「第十六号」に、「第二十号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「第三号、第四号」を「から第四号まで」に、「第十六号」を

「第十五号」に改め、同条第四項を削る。

第二十号の六を次のように改める。

（市町村支援課の所掌事務）

第二十号の六 第七条第二項に規定する企画・地域振興部市町村支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地方自治法に規定する市町村、市町村の組合及び財産区に係る処分等に関すること。

二 地方自治法その他の法律に規定する国又は地方公共団体の選挙に関する事務に関すること。

三 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）その他の法律の規定に基づく市町村及び市町村の組合の地方債に関すること。

四 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基づく市町村の地方交付税に関すること。

五 地方税法の規定に基づく市町村の税に関すること。

六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関すること。

七 市町村に係る地方公務員法に関すること。

八 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定に基づく自衛官の募集に関すること。

九 地方揮発油譲与税法の規定に基づく市町村に対する地方揮発油譲与税に関すること。

十 国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金に関すること。

十一 特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定に基づく市町村に対する特別とん譲与税に関すること。

十二 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の規定に基づく国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

十三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の施行に関する事務のうち、辺地整備計画に関すること。

十四 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の施行に関すること。

十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関する事務

のうち、他課に属しないこと。

十六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の施行に関すること。

十七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十八 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の規定に基づく市町村に対する自動車重量譲与税に関する事。

十九 航空機燃料譲与税法の規定に基づく市町村に対する航空機燃料譲与税に関する事。

二十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関する事務のうち、土地開発公社（県の出資に係るものを除く。）に関する事。

二十一 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）の施行に関する事。

二十二 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、市町村計画に関する事。

二十三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する事務のうち、市町村に係るものに関する事。

二十四 市町村振興に係る企画、調整及び調査に関する事。

二十五 市町村計画の策定支援に関する事。

二十六 市町村合併の支援に関する事。

二十七 市町村振興協会に関する事。

二十八 市町村、市町村の組合及び財産区に関する助言、勧告等に関する事。

二十九 地方開発公社の監督に関する事。

三十 市町村又は市町村の組合の行う公営企業の経営に関する勧告等に関する事。

三十一 市町村振興基金に関する事。

三十二 地域総合整備資金の貸付けのうち、市町村の貸付けに関する事。

三十三 市町村の公営企業型地方独立行政法人に関する事。

三十四 福岡県選挙管理委員会との連絡に関する事。

三十五 庶務に関する事。

三十六 財務会計に関する事。

2 市町村支援課調整係の所掌事務は、前項第八号、第二十一号、第二十七号、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務とする。

3 市町村支援課行政係の所掌事務は、第一項第一号、第六号、第七号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事務並びに同項第二十八号に掲げる事務のうち他係に属しないこととする。

4 市町村支援課財政係の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち他係に属しないこと、同項第十五号に掲げる事務、同項第二十三号に掲げる事務のうち他係に属しないこと及び同項第二十八号に掲げる事務のうち財政運営に関することとする。

5 市町村支援課理財係の所掌事務は、第一項第三号、第十三号及び第二十号に掲げる事務、同項第二十三号に掲げる事務のうち公営企業の経営健全化に関する事並びに同項第二十九号から第三十三号までに掲げる事務とする。

6 市町村支援課税政係の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち収入に係るものに関する事並びに同項第五号、第九号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる事務とする。

7 市町村支援課選挙係の所掌事務は、第一項第二号及び第三十四号に掲げる事務とする。

第二十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第九号、第十二号、第十四号及び第十五号」を「前項第八号、第十一号、第十三号及び第十四号」に改め、同条第三項中「第一項第十号及び第十三号」を「第一項第九号及び第十二号」に改める。

第三十一条第三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する事務のうち、医療費適正化の推進に関する事（特定健康診査等基本指針等に係るものを除く。）。

第三十一条の二第一号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行

に關すること。

第三十一条の二第二号ハ中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、同号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に關する事務のうち、健康の増進に關すること。

第三十一条の二第四号イ中「第二十一条の五の規定による医療の給付」を「第十九条の二第一項の規定に基づく医療費の支給」に改める。

第三十一条の三第二号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 食品表示法の施行に關する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第三十一条の三第三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 食品表示法の施行に關する事務のうち、健康の保護に關すること(乳肉及び水産食品に關することに限る。)

第三十一条の四第三号及び第四号を削り、同条第二号ホ中「他課」の下に「及び他係」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中ニ及びホを削り、ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 福岡県歯科口腔保健の推進に關する条例(平成二十五年福岡県条例第十六号)の施行に關すること。

第三十一条の四第一号イの次に次のように加える。

ロ 歯科口腔保健の推進に關する法律(平成二十三年法律第九十五号)の施行に關すること。

第三十一条の四中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 医療計画係

イ 医療法の施行に關する事務のうち、医療計画に關すること。

ロ 庶務に關すること(保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に關することを除く。))を含む。)

ハ 財務会計に關すること(保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室に係るものを含む。))。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

(医療指導課医師・看護職員確保対策室の所掌事務)

第三十一条の四の二 第七条の二第一項に規定する保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の施行に關すること。

二 離島振興法の施行に關する事務のうち、医療の確保に關すること。

三 看護師等の人材確保の促進に關する法律(平成四年法律第八十六号)の施行に關すること。

四 過疎地域自立促進特別措置法の施行に關する事務のうち、医療の確保に關すること。

五 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の施行に關すること。

六 無医地区等の診療に關すること。

七 自治医科大学への派遣学生に關すること。

八 庶務に關することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に關すること。

第三十一条の五第一号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条第二号ロ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品の検査及び監督」を

「医薬品及び再生医療等製品の販売業」に改め、同条第三号ニ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品等」を「

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品」に改め、「の許可、製造販売の承認、製造管理及び品質管理基準の適合性の調査、休廃止等の届出、管理者等の変更命令並びに許可の取消し等」を削り、同号へを削り、同号トを同号へとし、同条第

四号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 福岡県薬物の濫用防止に關する条例(平成二十六年福岡県条例第五十七号)の施行に關すること。

第三十一条の六第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第七号、第十一号及び第十二号」を「第六号、

第十号及び第十一号」に改め、同条第三項中「第八号及び第十号」を「第七号及び第九号」に改め、同条第四項中「第九号」を「第八号」に改める。

第三十一条の七を次のように改める。

(高齢者地域包括ケア推進課の所掌事務)

第三十一条の七 第七条第二項に規定する保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 地域支援係

イ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 高齢化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ハ 高齢者の福祉に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 在宅医療係

イ 在宅医療の推進に関すること。

ロ 訪問看護の推進に関すること。

三 在宅介護・予防係

イ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の施行に関する事務のうち、地域支援事業に関すること。

ロ 高齢者の福祉に関する事務のうち、居室の高齢者の支援に関すること。

ハ 高齢者虐待の防止及び認知症対策に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 介護人材係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護支援専門員に関すること。

ロ 福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年福岡県条例第二十九号)の施行に関すること。

第三十一条の七の二第一号中ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 介護保険行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ハ 介護保険に関する広報・啓発に関すること。

第三十一条の七の二第二号から第四号までを次のように改める。

二 施設整備係

イ 老人福祉施設の整備に関すること。

ロ 介護老人保健施設の整備に関すること。

三 指定係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第三号に規定する第一種社会福祉事業及び同条第三項第四号に規定する第二種社会福祉事業に関すること。

ロ 老人福祉法の施行に関する事務のうち、老人居宅生活支援事業並びに老人福祉施設(施設の整備に関するものを除く。)及び有料老人ホームに係るものに関すること。

ハ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指定等に関すること。

四 監査指導第一係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る指導及び監査に関すること。

ロ 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に係る事務のうち、老人福祉施設に係るものに関すること。

ハ 高齢者虐待の防止及び認知症対策に関する事務のうち、身体拘束廃止の推進に関すること。

第三十一条の七の二に次の一号を加える。

五 監査指導第二係

イ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、指定訪問看護事業者の指導及び報告等に関すること。

ロ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指導及び監査に関すること(指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。)

ハ 地域密着型サービスの外部評価に関すること。

ニ 介護サービス情報の公表に関すること。

第三十一条の七の三第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五

号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第九号、第十一号及び第十三号から第十五号まで」を「前項第八号、第十号及び第十二号から第十四号まで」に改め、同条第三項中「第一項第十号及び第十二号」を「第一項第九号及び第十一号」に改め、同条第四項中「、第三号及び第七号」を「及び第三号」に改め、同条第五項中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改める。

第三十一条の七の四第二項中「（地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に限る。）、第七号」を「に掲げる事務のうち地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に関すること並びに同項第七号」に改め、同条第三項中「第一項第一号から第三号（放課後児童健全育成事業並びに保育所及び児童厚生施設を営む事業に限る。）、まで及び第五号に掲げる事務」を「第一項第一号及び第二号に掲げる事務、同項第三号に掲げる事務のうち放課後児童健全育成事業並びに保育所及び児童厚生施設を営む事業に関すること、同項第五号に掲げる事務並びに同項第六号に掲げる事務のうち保育所及び認定こども園に関する施設型給付費並びに地域型保育給付費に関すること」に改める。

第三十一条の七の五第三号中「母子福祉係」を「ひとり親家庭支援係」に改め、同号イ及びロ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号ハ中「母子家庭」の下に「、父子家庭」を加える。

第三十一条の七の七第一号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関すること。

第三十一条の七の七第四号ヲ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第三十一条の九第三号ト中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第三十一条の十一第一号イ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第四十条第一号ニを次のように改める。

ニ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十

八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第四十条第一号中チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 耕作放棄地対策に関すること。

第四十一条第一号イ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 食品表示法の施行に関する事務のうち、品質事項に関すること。

第四十一条第三号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、環境保全型農業直接支払に関すること。

第四十二条第一号ヲを削る。

第四十三条の二の二第三号に次のように加える。

ヘ 公益財団法人福岡県農業振興推進機構に関すること。

第四十三条の四第三号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 養豚農業振興法（平成二十六年法律第百一号）の施行に関すること。

第四十三条の四第四号ニ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条第五号ロ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第四十三条の六第一号イ中「森林法の規定に基づく林業普及指導事業」を「森林保険」に改め、同条第三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 森林法の規定に基づく林業普及指導事業に関すること。

第四十三条の六第四号中イを削り、ロをイとし、ハからチまでをロからトまでとする。

第四十三条の八第一号ロ中「水産局」の下に「漁業管理課全国豊かな海づくり大会推進室及び同局」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（漁業管理課全国豊かな海づくり大会推進室の所掌事務）

第四十三条の八の二 第七条の二第一項に規定する農林水産部水産局漁業管理課全国豊

かな海づくり大会推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事。

二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

第五十条の三第一項第十一号を削り、同条第三項中「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

第五十五条を次のように改める。

(砂防課の所掌事務)

第五十五条 第七条第二項に規定する県土整備部砂防課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の施行に関する事。

二 採石法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可その他災害防止命令等に係る土木技術に関する事。

三 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に係るものの技術に関する事。

四 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の施行に関する事。

六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の施行に関する事。

七 ばた山災害防止事業に関する事務のうち、技術に関する事。

八 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関する事。

九 庶務に関する事。

十 財務会計に関する事。

2 砂防課傾斜地保全係の所掌事務は、前項第一号に掲げる事務のうち土地の制限又は管理に関する事、同項第二号に掲げる事務、同項第三号に掲げる事務のうち他係に

属しないこと並びに同項第四号、第五号及び第七号から第十号までに掲げる事務とする。

3 砂防課砂防係の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち他係に属しないこと及び同項第三号に掲げる事務のうち砂防設備に係るものの技術に関する事とする。

第五十七条第一号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の施行に関する事務のうち、他係に属しない事。

第五十七条第二号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の施行に関する事。

第五十七条第三号に次のように加える。

二 都市再生特別措置法の施行に関する事務のうち、立地適正化計画に関する事。

第五十七条第四号ホ中「(平成十四年法律第二十二号)」を削り、「関すること」の下に「(立地適正化計画に関する事を除く。)」を加える。

第五十九条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

第六十四条第二項の表福岡県消費者行政連絡協議会の項を削る。

第六十五条第一項第一号の表福岡県自治紛争処理委員の項中「調停」の下に「、同法第二百五十二条の二第二項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同表福岡県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

福岡県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第十九条の三第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する審査に関する事。	保健医療介護部 健康増進課
福岡県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第二項の規定により特定医療費の支給認定に関する審査に関する事。	保健医療介護部 健康増進課

第六十五条第一項第一号の表福岡県社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

<p>福岡県子ども・子育て会議</p>	<p>子ども・子育て支援法第七十七条第四項の規定による子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第三項の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。</p>	<p>福祉労働部 子育て支援課</p>
---------------------	--	-------------------------

第六十五条第一項第一号の表福岡県環境審議会の項中「第五十一条」を「第五十一条第二項」に、「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理、」に改め、同項第二号の表福岡県公務災害等補償審査会の項の次に次のように加える。

<p>福岡県いじめによる重大事態再調査委員会</p>	<p>いじめ防止対策推進法第二十八条第一項の規定による調査の結果について、同法第三十条第二項及び第三十一条第二項の調査等を行うこと。</p>	<p>総務部 私学学事振興局 私学振興課</p>
----------------------------	--	----------------------------------

第六十五条第一項第二号の表福岡県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表福岡県農業・農村振興審議会の項中「福岡県農業・農村振興審議会」を「福岡県農林水産業振興審議会」に、「農業及び農村」を「農林水産業及び農山漁村」に改める。

<p>企画課</p> <p>行政第一課</p> <p>行政第二課</p> <p>行政第三課</p> <p>行政第四課</p> <p>行政第五課</p> <p>行政第六課</p> <p>産業振興課</p>	<p>「総務課」</p> <p>「総務課」</p> <p>行政第一課</p> <p>行政第二課</p> <p>行政第三課</p> <p>行政第四課</p> <p>行政第五課</p> <p>行政第六課</p> <p>企業誘致第二課</p>	<p>「総務課」</p> <p>「総務課」</p> <p>行政第一課</p> <p>行政第二課</p> <p>行政第三課</p> <p>行政第四課</p> <p>行政第五課</p> <p>行政第六課</p> <p>企業誘致第一課</p> <p>企業誘致第二課</p>
---	--	---

第七十条中「及び副所長」を「、副所長及び企画主幹」に改める。

第七十一条を次のように改める。

(所掌事務)

第七十一条 福岡県東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 関係行政機関及び関係の団体又は個人との連絡及び情報収集に関すること。
 - 二 県物産の紹介及びあつ旋並びに販路拡張に関すること。
 - 三 観光に関すること。
 - 四 企業等の誘致に関すること。
 - 五 庶務に関すること。
 - 六 財務会計に関すること。
 - 2 福岡県東京事務所総務課の所掌事務は、前項第五号及び第六号に掲げる事務とする。
 - 3 福岡県東京事務所行政第一課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、内閣府、総務省、法務省、財務省及び防衛省に係るものに関することとする。
 - 4 福岡県東京事務所行政第二課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、文部科学省に係るものに関することとする。
 - 5 福岡県東京事務所行政第三課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、外務省、厚生労働省及び環境省に係るものに関することとする。
 - 6 福岡県東京事務所行政第四課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、農林水産省に係るものに関することとする。
 - 7 福岡県東京事務所行政第五課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、経済産業省に係るものに関することとする。
 - 8 福岡県東京事務所行政第六課の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、国土交通省に係るものに関することとする。
 - 9 福岡県東京事務所企業誘致第一課の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち、国内企業に係るものに関することとする。
 - 10 福岡県東京事務所企業誘致第二課の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち、海外企業に係るものに関することとする。
- 第八十六条の八の見出しを「(設置及び名称)」に改め、同条第二項中「及び位置」

を削り、「次のとおり」を「アベニール福岡」に改め、同項の表を削る。

第八十九条第一項第一号ロ(22)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第二号イ(1)中「療育指導」の下に「及び小児慢性特定疾病」を加え、同号イ中(10)を削り、(11)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 食品表示法の施行に関する事務のうち、健康の増進に関すること。

第八十九条第一項第二号イ(15)を同号イ(17)とし、同号イ(14)を同号イ(16)とし、同号イ(13)中「等難病」を削り、同号イ(13)を同号イ(15)とし、同号イ中(12)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 成人保健に関すること。

第八十九条第一項第二号イ(11)の次に次のように加える。

(12) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること。

第八十九条第一項第三号イ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 食品表示法の施行に関する事務のうち、健康の保護に関すること。

第八十九条第一項第四号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第七号イを削り、同号イ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号イを同号イとし、同号イ中イを削り、ルからカまでをヌからワまでとし、同項第八号イ中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条第五項第七号イ、第六項第十一号イ及び第八項第六号イ中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第十項の表下欄中「事務」の下に「並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七條第一項第六号に規定する事務のうち食品表示法第八條第一項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去に関すること」を加え、同条第十二項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第十三項の表下欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の一項を加える。

14 次の表の上欄に掲げる係にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の第一項第八号イに規定する事務を所掌する。

福岡県北筑後保健福祉環境事務所 福祉環境事務所 境指導係	第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市
------------------------------------	--

第九十八條第一号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 食品表示法の施行に関する事務（と畜場に併設して営業する食肉処理業に係る健康の保護に関することに限る。）のうち、他課に属しないこと。

第九十八條第二号に次のように加える。

ニ 食品表示法の施行に関する事務（と畜場に併設して営業する食肉処理業に係る健康の保護に関することに限る。）のうち、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関する事。

第九十八條第三号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 食品表示法の施行に関する事務のうち、食鳥処理場に併設して営業する食肉処理業に係る健康の保護に関する事。

「知的障害者支援課」	「知的障害者支援課」
「相談課」	「相談課」
「身体障害者支援課」	「身体障害者支援課」
「手帳係」	「手帳係」
「判定課」	「判定課」
「支援係」	「支援係」

第九十六條中「課長を」の下に「、各係に係長を」を加える。

第九十七條を次のように改める。

（所掌事務）

第九十七條 障害者更生相談所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 知的障害者支援課

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関

すること（知的障害者に係るものに限る。）。

ロ 市町村の援護（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号に規定する措置に係るものに限る。）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

ハ 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

ニ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

ホ 療育手帳の交付に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

二 身体障害者支援課

イ 手帳係

(1) 身体障害者福祉法第十五条に規定する指定医師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に係るものに限る。）の指定に関すること。

(2) 身体障害者手帳の交付に関すること。

(3) 福岡県社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。

ロ 支援係

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること（身体障害者に係るものに限る。）。

(2) 市町村の援護（身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する措置に係るものに限る。）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

(3) 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

(4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定に関すること。

第百十一条の表福岡県立福岡高等技術専門校の項中「住宅建築科」を「建築科」に改める。

第百十三条第二項第二号イ中「住宅建築科」を「建築科」に改める。

第百四十条中第二十六号を第二十七号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 観光に関すること。

第百六十二条第一項の表福岡県福岡農林事務所の項中「県営林係」を削る。

第百六十四条第一項第一号ロ(1)(カ)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ロ(1)中(イ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(ケ)を(ロ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第百六十四条第一項第一号ロ(1)中(シ)を削り、(ス)を(シ)とし、同号ハ(1)中(ト)を削り、(ナ)を(ト)とし、(ニ)を(ナ)とし、(ヌ)を(ニ)とし、同号ハ(2)中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号ハ(2)(ヌ)中「食育」の下に「及び地産地消」を加え、同号ハ(2)(ヌ)を同号ハ(2)(ネ)とし、同号ハ(2)中(ニ)を(ヌ)とし、(ナ)から(ケ)までを(ツ)から(ニ)までとし、(ク)を削り、(ソ)を(ナ)とし、(シ)から(セ)までを(セ)から(ク)までとし、(イ)の次に次のように加える。

(シ) 食品表示法の施行に関する事務のうち、品質事項に関すること。

(ヌ) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、環境保全型農業直接支払に関すること。

第百六十四条第一項第一号ハ(3)中(ニ)を(ヌ)とし、(セ)から(ナ)までを(ソ)から(ニ)までとし、(ヌ)の次に次のように加える。

(セ) 養豚農業振興法の施行に関すること。

第百六十四条第一項第一号ホ(2)(ア)中「うち、」の下に「農業水利施設保全対策事業及び」を加え、同号ホ(3)(ア)中「及び災害に強いため池等整備事業」を削り、同号へ(1)中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)から(ク)までを(イ)から(キ)までとし、同号へ(1)に次のように加える。

(ク) 県営林に関すること。

(ケ) 森林保険に関すること。

第六百六十四条第一項第一号へ(3)を削り、同条第二項第一号ホ(2)(ア)中「農道整備事業」の下に「、畑地帯総合整備事業、農業水利施設保全対策事業」を加え、同号へ(1)中「並びに朝倉市」及び「田主丸町」を削り、同号ト(1)(ア)、同条第三項第四号イ(1)及び第四項第一号へ(1)(ア)中「及び(3)」を削り、同条第五項第一号ホ(1)(エ)を削り、同号ホ(2)(ア)中「、筑後市及び大川市」を「及び筑後市」に改め、同号ホ(3)中(ア)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(ア) 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、農業用施設に関すること。

第六百六十四条第五項第一号へ(1)(ア)中「、農業用河川工作物の応急対策に係るため池等整備事業」を削り、同号へ(2)(ア)中「に関するもので、他係に属しないこと及び公害防除特別土地改良事業」を削り、同号ト(1)(ア)及び同条第六項第六号イ(1)中「及び(3)」を削る。

第七百七十九条第一項第一号ハ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第二百三十一条第一項の表福岡県福岡県土整備事務所の項中「災害事業室」を削り、

「道路課」を「道路維持課」に改め、

維持係を維持係

同表福岡県久留米県土整備事務所の項中

交通安全係を交通安全係

に改め、

建設第一係

道路建設課

建設第一係

建設第二係

建設第二係

建設第二係

「災害事業第一課

災害道路係

「災害事業課

同表福岡県八女県土整備事務所の項中

災害砂防係

災害事業係

「災害事業第二課

災害河川第一係

に

災害河川第一係

災害河川第一係

災害河川第二係

「災害河川第二係

「都市施設整備課

街路係

「災害道路係

「都市施設整備課

街路係

改め、同表福岡県那珂県土整備事務所の項中

都市施設整備課

を

街路係

に改める。

第二百三十二条第四項中「八女県土整備事務所」を「福岡県八女県土整備事務所」に改め、「福岡県土整備事務所」を「福岡県福岡県土整備事務所」に改め、「及び災害事業室」を削り、「朝倉県土整備事務所」を「福岡県朝倉県土整備事務所」に、「北九州県土整備事務所」を「福岡県北九州県土整備事務所」に、「田川県土整備事務所」を「福岡県田川県土整備事務所」に、「並びに南筑後県土整備事務所柳川支所」を「福岡県那珂県土整備事務所」の災害事業室及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所」に改める。

第二百三十三条第一項第六号ロ中「流域下水道施設」を「幹線管渠」に改め、同条第二項中「、災害事業室」を削り、同項第一号イ中「第十号へ及び第十一号へ」を「第九号へ及び第十号へ」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第三項第三号中「道路課」を「道路維持課」に改め、同号イ中「前項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 道路建設課

イ 第一項第四号に規定する事務

第二百三十三条第七項第六号イ中「災害事業第一課」を「災害事業課」に改め、同号イ(1)中「の国道、県道及び砂防施設」を削り、同号中ロを削り、ハをロとし、同条第八項第一号イ中「第七号へ」を「第八号へ」に改め、同条第十項第六号イ中「第一項第六号」を「第一項第六号イ」に改め、同項第七号イ中「第二項第九号ロ」を「第二項第八号ロ」に改め、同条第十一項第一号イ中「第七号へ及び第八号へ」を「第八号へ及び第九号へ」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号ハ中「第八項第六号ハ」を「第八項第七号ハ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 災害事業室

イ 高尾川流域の床上浸水対策特別緊急事業に関すること。

第二百四十条第二項の表福岡県伊良原ダム建設事務所の項中「用地第一係」を削る。

街路係
高架係
「災害事業室」
高架係

第二百六十条の二の第二項中「及び障害者更生相談所の各課」を「の各課、障害者更生相談所知的障害者支援課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の十一第一号イ及び第四十三条の四第五号ロの改正規定、第六十五条第一号の表福岡県環境審議会の項の改正規定（「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理、」に改める部分に限る。）並びに第八十九条第一項第七号リ、同条第十三項の表及び第六十四条第一項第一号ロ(1)(カ)の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第一号」を「第二号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）を「施行規則」という。

イ 法第十九条の五第一項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の申請を受領すること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ロ 法第十九条の五第二項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ハ 法第十九条の五第三項の規定に基づき、医療受給者証に変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること（施行規則第七条の二十六第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ニ 施行規則第七条の九第三項の規定に基づき、申請内容の変更の届出を受領すること（負担上限額の変更を要するものを除く。）。

ホ 施行規則第七条の二十三第四項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受けること。

第二十条第二項に次の二号を加える。

五 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条第一項又は第三項の規定に基づき、表示事項が表示されていない食品を販売し、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

ロ 法第六条第五項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の規定による指示に係る措置をとらなかつた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

ハ 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

ニ 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は所属職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させること。

ホ 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づき、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認める旨の申出を受け付けること。

ヘ 法第十二条第三項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定に基づく申出

があつた場合に、必要な調査を行うこと。
六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）を「施行規則」という。

イ 法第十条第一項の規定に基づき、支給認定の変更の申請を受領すること（施行規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ロ 法第十条第二項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行い、医療受給者証の提出を求めること（施行規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ハ 法第十条第三項の規定に基づき、医療受給者証に変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること（施行規則第三十二条第一号に規定する事項に係るものに限る。）。

ニ 施行規則第十三条第一項の規定に基づき、申請内容の変更の届出を受領すること（負担上限月額の変更を要するものを除く。）。

ホ 施行規則第二十七条第三項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受けること。

第二十条第三項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 食品表示法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（第二十三条の二第五号の規定による食肉衛生検査所長への委任事務に係るものを除く。）

イ 法第六条第一項又は第三項の規定に基づき、表示事項が表示されていない食品を販売し、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

ロ 法第六条第五項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の規定による指示に係る措置をとらなかつた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

ハ 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止するべきことを命ずること。

二 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者と

その事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は所属職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させること。

ホ 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づき、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認める旨の申出を受け付けること。

ハ 法第十二条第三項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定に基づく申出があつた場合に、必要な調査を行うこと。

第二十条第五項第四号中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号イ中「並びに」を「、」に改め、「第二項」の下に「並びに第四十条の七第一項」を加え、同号ハ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ロ中「、薬局開設」を削り、「又は」を「、」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌを同号ルとし、同号リを同号ヌとし、同号チ中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改め、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 施行令第一条の六第三項及び第一条の七の規定に基づき、薬局開設の許可証の返納を受けること。

第二十条第六項中「次の各号」を「次」に、「高齢者支援課」を「高齢者地域包括ケア推進課」に改め、「第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務を」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中イを削り、ロをイとし、ハを削り、同号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを削り、同条第七項中「次」を「次の各号」に改め、「区域においては」の下に「、」を加え、「第一号」を「第一号から第三号まで、第五

号及び第六号」に改め、同項第一号中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改め、「指定介護療養型医療施設に関する事務」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法（同法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護及び同条第七項に規定する介護予防通所介護に関する部分に限る。以下この号中「平成二十六年改正前の介護保険法」という。）に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する事務」を加え、同号イ中「第二十四条第一項」の下に「又は平成二十六年改正前の介護保険法第二十四条第一項」を加え、同号ロ中「第二十四条第二項」の下に「又は平成二十六年改正前の介護保険法第二十四条第二項」を加え、同号リからルまでの規定中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改め、同号ヲ中「第一百五十五条の七第一項」の下に「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の七第一項」を加え、同号ヅ中「の規定に基づき、同条」を「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の八第五項の規定に基づき、それぞれ法第一百五十五条の八第一項各号又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の八」に改め、同号カ中「第一百五十五条の九第二項」の下に「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の九第二項」を加え、同号ヨ中「第一百五十五条の三十三第一項」の下に「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の三十三第一項」を加え、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

二 老人福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、福祉の措置の実施に關し、市町村相互間の連絡調整並びに市町村に対する情報の提供その他必要な援助及び助言を行うこと。

ロ 法第十八条第一項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し必要な報告を求め、所属職員に關係者に対して質問させ、又はその施設等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

三 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行に関する事務
この号中登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第八十条の規定に基づき、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者に対し、必要な指導を行うこと。

第二十条第七項に次の一号を加える。

六 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことの証明を行うこと。

第二十条第八項第五号イ及び第九項第六号イ中「ものである」を削り、同条第十項第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号。」を削り、同項第五号イ中「ものである」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十九条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

第二十条第十一項第五号イ中「ものである」を削り、同条第十二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十條の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことの証明を行うこと。

第二十条第十三項第五号イ中「ものである」を削り、同条第十四項第一号ム中「第八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同項第四号ロ中「設置」を「使用」に改め、同項第五号ロ中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号ハ中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同号ニ中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同項第六号リ中「要求」を「求め、」に改め、同条第十六項第五号ロ中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第十七項第三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同号イ中「傷病その他の理由により、緊急に保護を要するものの」を「鳥獣の保護の目的で」に改める。

第二十三条の二に次の一号を加える。

五 食品表示法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（と畜場又は食鳥処理場に併設して営業する食肉処理業に係るものに限る。）

イ 法第八条第一項の規定に基づき、所属職員に、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させること。

第二十四条第一号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

第二十七条第一号中「（施行令）」の下に、「身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）」を「施行規則」を加え、同号ホ中「第十六条第一項」の下に「並びに施行規則第七条第二項及び第八条第二項」を加え、同号に次のように加える。

ワ 施行令第十二条第二項の規定に基づき、法第十六条第一項の規定による手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明した旨の通知を受けること。

第四十条第一項第一号ニ中「第四十六条第二項」を「第四十六条第五項」に改め、「定款変更」の下に「の届出」を加え、「認可する」を「受領する」に改め、同項第二号ヲ中「第五十五条において準用する民法第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

第五十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同号イ(1)及び(2)中「有害鳥獣捕獲」を「鳥獣の管理」に改め、同号イ(3)中「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七十条第九項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十四条第二号中「による」を「に規定する」に改め、「及び所管する職員に係る子ども手当」及び「及び子ども手当」を削る。

第七十六条の五から第七十六条の七までの規定中「及び子ども手当」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第十七項第三号及び第五十条第六項第六号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行の際現に知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「受任者」という。）が処理し、又は管

理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、受任者がした処分その他の行為又は受任者に対して行っている申請等とみなす。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十一号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第九号の七中「高齢者支援課」を「介護保険課」に改め、同号の次に次のように加える。

9の8 廃棄物対策専門監	上司の命を受け、産業廃棄物に係る検査及び違反行為等の是正に関する事務のうち専門事項に関するものを掌理する。
--------------	---

別表の二 出先機関の表第三十号の次に次のように加える。

30の2 企画主幹	上司の命を受け、当該出先機関の企画、調整等に関する事務に関し、所長又は副所長を補佐する。
-----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第五号

本 庁

出 先 機 関
福 岡 県 警 察 本 部
福 岡 県 教 育 庁
福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表知事部局の項中

センター長 の決裁事項	主務課の課長	主務係の係長
----------------	--------	--------

を

センター長 の決裁事項	主務課の課長	主務係の係長（係長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）
----------------	--------	---------------------------------

に改める。

第十六条第十二号の二イ中「子ども手当」を削る。

別表七中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第六号

本 庁

出先機関
福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表青少年対策事務関係の項中

「	田川郡大任町	田川郡大任町	を
」	田川郡福智町	田川郡大任町	に改め、同表公害

対策事務関係の項担当事務の欄第六号イ中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同表用地取得事務関係の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第七号

本 庁
出先機関
福岡県消費者行政連絡協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成二十七年四月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県消費者行政連絡協議会規程を廃止する訓令
福岡県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十四年一月福岡県訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員級の別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十二日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員級の別標準職務を定める規則の一部を改正する規則
福岡県の職員級の別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

「	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 専門監 監査指導監 廃棄物対策専門監 検査監 建設監	を
」	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 専門監 監査指導監 検査監 建設監	に、

福岡県人事委員会規則第十七号

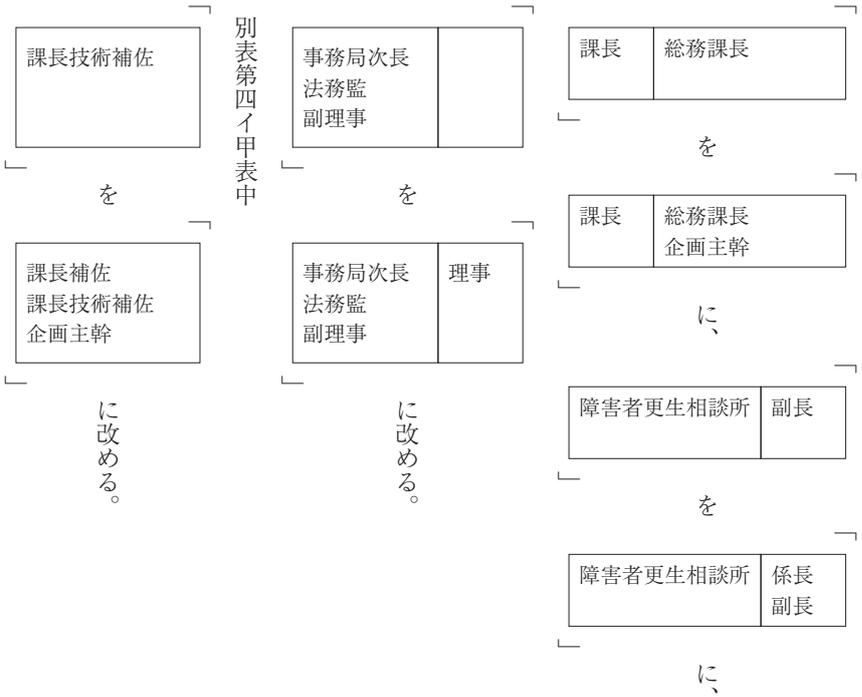
平成二十七年四月二十二日

福岡県人事委員会委員長 簀 田 孝 行

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則



福岡県人事委員会規則第十八号

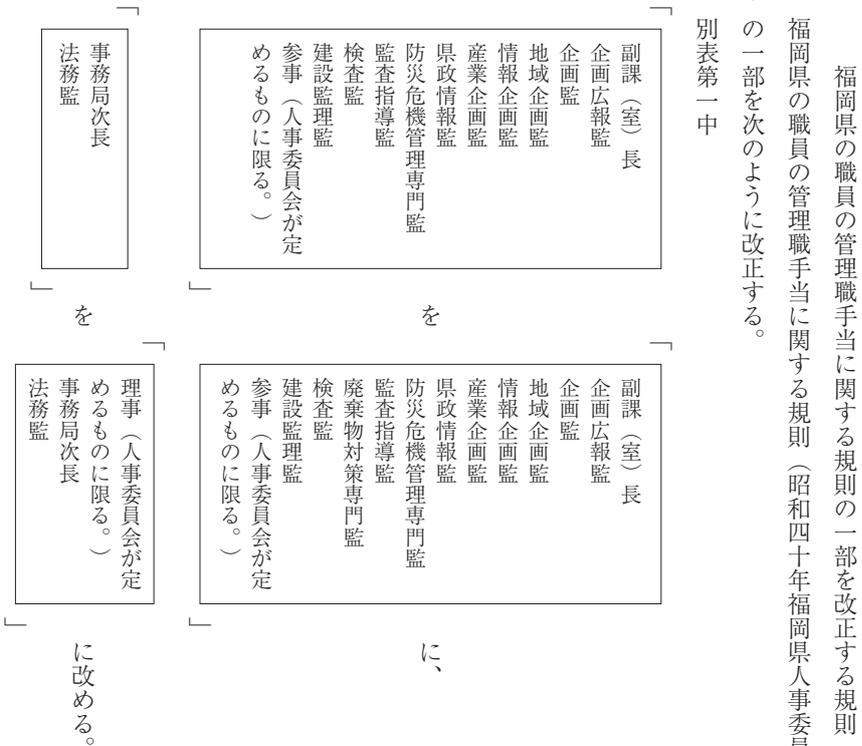
平成二十七年四月二十二日

福岡県人事委員会委員長 簀 田 孝 行

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六条）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則



管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一中

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 理事」に改め、同表知事部局の項中「監査指導監」を「監査指導監 廃棄物対策専門監」に、「県民文化スポーツ課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」を「県民文化スポーツ課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 交流第二課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」に改める。

別表第二障害者更生相談所の項中「相談課長」を「知的障害者支援課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。